



2025 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 サンリオ
代 表 者 名 の 代表取締役
役 職 氏 名 社 長 辻 朋 邦
(コード番号 8136 東証プライム市場)
問 合 せ 先 常務執行役員 松本 成 一 郎
電 話 番 号 03 (3779) 8058

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 6 月 26 日開催予定の第 65 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

2025 年 3 月 14 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、第 65 回定時株主総会での承認を前提として、取締役会の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るとともに、重要な業務執行の決定を業務執行取締役委任できる体制とすることで、より迅速な意思決定と機動的な業務執行が行えるよう、監査等委員会設置会社へと移行いたします。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025 年 6 月 26 日 (予定)

定款変更の効力発生日 2025 年 6 月 26 日 (予定)

以 上

【別紙】

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 第 1 項から第24項（条文の記載省略） （新 設） 25. 前各号に付帯関連する業務	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 第 1 項から第24項（現行どおり） 25. <u>スポーツ施設の運営、スポーツに関する衣料品および雑貨の販売、その他スポーツ関連事業</u> 26. 前各号に付帯関連する業務
(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２） <u>監査役</u> （３） <u>監査役会</u> （４） <u>会計監査人</u>	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２） <u>監査等委員会</u> （削 除） （３） <u>会計監査人</u>
第 2 章 株式	第 2 章 株式
(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または <u>取締役会から委任を受けた取締役の決定</u> によって定め、これを公告する。
(株式取扱規程) 第12条 株主名簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等は、法令または定款のほか、 <u>取締役会</u> で定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第12条 株主名簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等は、法令または定款のほか、 <u>取締役会の決議または取締役会から委任を受けた取締役の決定によって</u> 定める株式取扱規程による。
(基準日) 第13条 当社は、株主または登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により基準日を定めることができる。この場合には、その基準日を２週間前に公告するものとする。	(基準日) 第13条 当社は、株主または登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議または <u>取締役会から委任を受けた取締役の決定</u> により基準日を定めることができる。この場合には、その基準日を２週間前に公告するものとする。
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
(株主総会の招集) 第14条 第 1 項および第 2 項（条文省略） <u>３．株主総会は、東京都において招集することができる。</u>	(株主総会の招集) 第14条 第 1 項および第 2 項（現行どおり） （削 除）
(種類株主総会) 第16条 <u>第14条第 3 項、第15条、第19条の規定は、種類株主総会においてこれを準用する。</u>	(種類株主総会) 第16条 第15条、第19条の規定は、種類株主総会においてこれを準用する。
第 4 章 取締役、代表取締役および取締役会	第 4 章 取締役、代表取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、3名以上15名以内とする。

(新 設)

(取締役の選任)

第21条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(新 設)

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任者の任期の残存期間と同一とする。

(新 設)

(新 設)

(代表取締役)

第23条 取締役会の決議をもって代表取締役若干名を選定する。

2. (条文省略)

3. 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。その通知は、会日の3日前までに各取締役および監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

(新 設)

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、9名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役)

第23条 取締役会の決議をもって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。

2. (現行どおり)

3. 取締役会の決議をもって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。その通知は、会日の2日前までに各取締役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

(取締役への委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第5章 監査等委員会

<u>(監査役の員数)</u> 第28条 当社の監査役は、3名以上5名以内とする。 <u>(監査役の選任)</u> 第29条 当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 2. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会で補欠監査役を選任することができる。 3. 前項の補欠監査役の選任に係わる決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。 <u>(監査役の任期)</u> 第30条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。	(削 除) (削 除) (削 除)
<u>(常勤の監査役)</u> 第31条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。 <u>(監査役会の招集)</u> 第32条 監査役会は、会日の3日前までに各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 <u>(報酬等)</u> 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	<u>(常勤の監査等委員)</u> 第29条 監査等委員会は、その決議により、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。 <u>(監査等委員会の招集)</u> 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 (削 除)
第6章 社外取締役、監査役および会計監査人の責任免除 <u>(損害賠償責任の一部免除)</u> 第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役、監査役および会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第6章 業務執行取締役等でない取締役および会計監査人の責任免除 <u>(損害賠償責任の一部免除)</u> 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第7章 計算 第35条～第38条 (条文省略) (新 設)	第7章 計算 第32条～第35条 (現行どおり) 付則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 2025年6月26日開催の第65回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところによる。